

本号で公布された条例のあらまし

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（市町村課）

一 趣旨

選挙長等の報酬の額を改定するための改正

二 内容

(一) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長の報酬

現行 一〇、八〇〇円

改正後 一二、二〇〇円

(二) 選挙立会人及び審査分会立会人の報酬

現行 八、九〇〇円

改正後 一〇、一〇〇円

三 施行期日等

公布の日から施行し、令和七年七月二十八日に任期が満了することとなる参議院議員の任期満了による選挙から適用